

福井県丹南広域組合管理者会規程

平成 2年10月1日訓令第1号
改正 平成17年10月1日訓令第3号

(目的)

第 1 条 この規程は、福井県丹南広域組合（以下「組合」という。）の管理者会の組織および運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 管理者会は、管理者および副管理者（以下「委員」という。）をもってこれを組織する。

(招集)

第 3 条 管理者会は、管理者が招集する。

2 委員 2 人以上の者から管理者会の招集の請求があったときは、管理者は、これを招集しなければならない。

3 管理者会の招集は、管理者が、招集の日時、場所および議題をあらかじめ委員に対し通知することにより行う。

(代理出席)

第 4 条 委員は、やむを得ない理由のため管理者会に出席できないときは、当該委員の属する市町の職員を代理人として出席させることができる。この場合において次条第 1 項の規程の適用については、出席したものとみなす。

(会議)

第 5 条 管理者会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 管理者は、会議の議長となる。

3 管理者会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第 6 条 管理者会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その説明を聴取することができる。

(管理者会の議決事項)

第 7 条 次に掲げる事項は、管理者会の議決を経なければならない。

- (1) 重要な事業計画および実施方針の決定に関すること。
- (2) 毎年度の予算を決定すること。
- (3) 条例、規則、規程等の制定または改廃に関すること。
- (4) 重要な許可、認可等の行政処分に関すること。

- (5) 重要な公有財産の取得、譲与、貸付けもしくは処分、不動産の信託の受益権の買入もしくは売払いまたは行政財産の用途の変更もしくは廃止に関すること。
- (6) 重要な契約およびこれらの変更または解除に関すること。
- (7) 組合議会の権限に属する事項の専決処分を行うこと。
- (8) 特別職の職員の任免に関すること。
- (9) 前各号に準ずる重要もしくは異例に属する事項または先例になると認められる事項に関すること。

(管理者の専決処分)

第 8 条 管理者会の権限に属する事項で、あらかじめ指定したものは、管理者が専決処分することができる。

2 前項の規程により専決処分を行ったときは、管理者は、次の管理者会に報告しなければならない。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるものを除くほか、管理者会の運営について必要な事項は、委員が協議して定める。

附 則

この訓令は、平成 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年訓令第 3 号)

この訓令は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。